

●一部損壊で修理費用が100万円以上の方への支援

②一部損壊世帯に対する義援金の配分について

熊本地震の被害に対し、日本赤十字社や共同募金会、熊本県に集まった義援金と大津町に集まった義援金が配分されます。

(配分基準は県及び町の配分委員会でそれぞれ決定)

対象：住家が一部損壊の判定を受け、修理費用を100万円以上支出した世帯
(※居住者が対象となりますので、り災物件の所有者の方は対象外です。)

	配分基準額
県義援金	10万円
町義援金	1万円

【①と②の修理費の対象範囲】

日常生活に欠くことができない部分の修理とし、内装や外溝のみの工事、家電製品の修理等は除きます。

対象となる 工事箇所・部分	屋根・柱、床、外壁、基礎等 ドア、窓等の開口部（ガラス・鍵の交換も含む） 上下水道、電気、ガス等の配管・配線、吸排気設備（換気扇等） 衛生設備（便器、浴槽等）・給湯設備（電気温水器等） ★上記の対象箇所・部分であっても、壊れていない場合の取り替えやリフォーム、グレードアップは対象となりません。
対象外	内装（間仕切り壁、壁紙、天井の仕上げ、ふすま、障子等、畳） 外溝（門、車庫、カーポート、塀、柵等） 家電製品

【申請期間】 平成29年1月16日(月)から平成30年3月末まで(予定)

※申請開始後すぐは、かなりの混雑が予想されます。時間に余裕を持ってお越しく下さい。

【必要書類】

- ・申請書（窓口にて準備しています）
- ・り災証明書の写し
- ・領収書（宛名が同じ世帯のどれかの名前であること）
- ・通帳（世帯主）の写し
- ・印鑑（認印可）
- ・修理費用がわかる書類（工事内訳書、工事明細書、見積書、写真等）
- ・その他、必要に応じ提出書類を求める場合があります

【申請窓口】

役場 仮庁舎（プレハブ）1階

※受付開始後しばらくは、町民交流施設（オークスプラザ）談話室で受け付けます。

【問い合わせ】

役場 福祉課 ☎096-293-3510